

平成 30 年度 播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの主な改定内容

ビジョン掲載ページ	改定後	改定前
II 連携中枢都市圏の中 長期的な将来像 1 播磨圏域の状況 (P3)	数値の更新（製造品出荷額等の変更）	
III 連携協約に基づき推 進する具体的取組 1 連携事業 (P12～P63)	平成 30 年度予算（案）等に係る「事 業費欄」及び「活用する国県補助事業 の名称、補助率等」の更新	
放射光施設活用促進事 業、スーパーコンピュー タ活用促進事業 (P14)	【事業概要】 (略) ・スーパーコンピュータの活用を視野 に入れ、ものづくり分野におけるシミ ュレーション活用や技術習得を目指 して、公益財団法人計算科学振興財団 が実施するセミナー等の開催を企業 へ周知する。 (略)	【事業概要】 (略) ・スーパーコンピュータの活用を視野 に入れた、ものづくり分野におけるシ ミュレーション活用・技術習得をテー マとした講習・実習を実施する。 (略)
ものづくり支援事業 (P15)	【事業概要】 (略) (2) 関係市町及び商工会議所、商工会 等が連携して展示会等に出席する際 の支援・PR を行う。	【事業概要】 (略) (2) 姫路商工会議所を含む播磨圏 域の 7 商工会議所による国内展示会 への合同出展や合同開催を支援す る。 (3) 連携市町と国際フロンティア 企業メッセに合同出展し、圏域内の ものづくり企業の PR を行う。
「播磨地域ブランド」の 確立 (P24)	【役割分担、費用負担等】 姫路市 ・地域ブランド全体の磨き上げを行う ために、外部人材の活用を活用する。 連携市町 ・各市町の地域ブランドに登録のある 産品等の魅力を向上させる取り組み については、必要に応じて外部人材を 活用する。	【役割分担、費用負担等】

<p>広域観光連携事業 (P28)</p>	<p>【役割分担、費用負担等】</p> <p><u>姫路市</u></p> <p>・<u>広域観光を推進するために、全体的なコーディネートを行う外部人材を活用する。</u></p> <p><u>連携市町</u></p> <p>・<u>各市町の観光資源の磨き上げを行うために、必要に応じて、外部人材を活用する。</u></p>	<p>【役割分担、費用負担等】</p>
<p>医療従事者の確保 (P33)</p>	<p>【事業概要】</p> <p><u>臨床研修医への奨励金貸与、市内臨床研修病院と連携した、医学生向け就職説明会への参加や、看護師病院合同就職説明会の開催など、医療従事者確保のための取組を行う。</u></p>	<p>【事業概要】</p> <p><u>臨床研修医への奨励金貸与、医学生・看護学生等を対象とした総合診療夏季セミナーや、看護師病院合同就職説明会の開催など、医療従事者確保のための取組を行う。</u></p>
<p>都市交通システムの整備 推進 (P35)</p>	<p>【事業概要】</p> <p><u>山陽電鉄大塩駅の構造改良（バリアフリー化）及び駅周辺整備など交通結節点機能の整備を進める。</u></p>	<p>【事業概要】</p> <p><u>JR播但線香呂駅及び溝口駅並びに山陽電鉄白浜の宮駅の周辺整備を進める。</u></p>
<p>障害福祉サービス等向上 対策 (P42)</p>	<p>【事業概要】</p> <p>・<u>播磨地域障害福祉連絡協議会を通じて障害福祉制度に関する連絡調整等を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【事業概要】</p> <p>・<u>播磨地域障害福祉連絡協議会を通じて障害福祉制度に関する連絡調整等を行うとともに、特定非営利活動法人播磨地域福祉サービス第三者評価機構の円滑な運営を支援する。</u></p> <p>(略)</p>
	<p>【役割分担、費用負担等】</p> <p>・<u>姫路市は、播磨地域障害福祉連絡協議会規約等に基づき、事務局業務及び会長職を担う。</u></p> <p>・<u>連携市町は、播磨地域障害福祉連絡協議会規約等に基づき、播磨地域障害福祉連絡協議会役員及び委員を務め</u></p>	<p>【役割分担、費用負担等】</p> <p>・<u>姫路市は、播磨地域障害福祉連絡協議会規約等に基づき、事務局業務及び会長職を担うとともに、特定非営利活動法人播磨地域福祉サービス第三者評価機構の理事職を担う。</u></p> <p>・<u>連携市町は、播磨地域障害福祉連絡協議会規約等に基づき、播磨地域障害福祉連絡協議会及び特定非営利活動</u></p>

	る。	<p>法人播磨地域福祉サービス第三者評価機構の役員を務める。</p> <p>・特定非営利活動法人播磨地域福祉サービス第三者評価機構の円滑な運営に係る費用について、負担金を支出する。負担額については、関係市は均等割と人口割にて算出し、関係町は均等割で算出する。</p>
若年者等就労支援事業 (P50)	<p>【事業概要】</p> <p>(1) <u>雇用促進対策総合支援事業</u> 求職者及び事業者の双方の支援、特に「インターンシップ」に力点を置き、<u>新卒学生及び若年求職者の関係市町への就職(UJIターン就職を含む。)</u>を促すことを企図した事業を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>【事業概要】</p> <p>(1) <u>ジョブトライアル事業</u> 関係市町の事業者や求職者等を対象に、<u>未就職学卒者や母子家庭の母親等の就職困難者を人材派遣会社で派遣労働者として新規に雇用し、紹介予定派遣等により中小企業に派遣するなど、OJT・OFF-JTを通じ、働く上で必要な知識・技能を習得させ、正規就職につなげる。</u></p> <p>(略)</p>